

# ZENSATO Monthly News

(全里マンスリーニュース)

2016年6月号 VOL.79.

2016年6月10日(金)(公財)全国里親会

## ◆ 理事会を開催

6月2日(土)、平成28年度第1回定例理事会が都内の貸会議室にて開催されました。

主な議題は「平成27年度事業報告及び収支決算案に関する事」、「定款第28条に基づく業務改善特別委員会の設置に関する事」、「里親賠償責任保険の業務に関する事」です。いずれも原案通り可決されました。

## ◆ 「全国里親会中長期ビジョンに関する報告書」を発行

昨年度、全国里親会中長期ビジョン策定検討委員会が設置され、有識者による検討が行われてきましたが、このほど報告書がまとまりました。発行部数に限りがあり、各里親会あて送付いたしました。今後、「中長期計画推進委員会」において、制度面全般にわたって検討していくこととしております。

## ◆ 改正児童福祉法成立

「児童福祉法等の一部を改正する法律」については、通常国会会期末ぎりぎりの5月27日に法案が成立しました。その前日5月26日には、全国里親会副会長の木ノ内博道氏が参議院厚生労働省労働委員会に参考人として、家庭養育の重要性などを訴えました。

法律改正の内容、とくに社会的養護に関する部分は本紙78号でお知らせしましたが、6月3日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」通知が発出され、各里親会事務局にも宛配布し、メールでもお知らせしましたが、もう少し詳しく説明します。

この通知では、改正の趣旨や概要について述べられていますが、里親関係部分の主な点については次のとおりです。

今回の改正の趣旨は、「全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずる。」こととしたものです。

改正の概要は、

I ①児童福祉法の理念の明確化として、児童が健やかな成長・発達のために保障される権利を有す

ること、そのために国や地方自治体は、児童の保護者とともに責任を負う旨を第1条及び第2条で規定したこと。

②家庭と同様の環境における養育を推進するため、保護者を支援すること。家庭で適切な養育を受けられない場合は、家庭に近い環境での養育を推進するため養子縁組や里親等への委託を推進すること。

③市町村・都道府県・国の役割と責務について、総則に規定し明確化したこと。(第3条の3)

④しつけを名目にした児童虐待の禁止

## II 児童虐待の発生予防

### III 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- ・児童相談所の体制強化、
- ・一時保護の目的の明確化

## IV 被虐待児童の自立支援

- ①親子関係再構築支援
- ②里親委託の推進(29年4月1日施行)

「里親制度に対する社会的認知度が低く、委託可能な登録里親が少ない。児童相談所が里親委託業務に十分関わることができず、個別の里親への支援が行き届いていない。」ため、一貫した支援を行うことが重要であることから、これを都道府県の業務として位置付け、民間団体にも委託することができることとした。

改正は、里親の普及啓発から里親の選定、里親と児童との間の調整、児童の養育の計画の作成間での一貫した里親支援を都道府県(児相)の業務として位置付けることとした(11条第1項第2号へ)。

③養子縁組に関する相談・支援(29年4月1日施行) 養子縁組制度は、保護者のいない児童や家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えることにより児童の健全な育成を図るものであるため、養子縁組に関する相談・支援が児相において画一に行われるよう法律上明確に規定したこと(11条第1項第2号ト)

### ④養子縁組里親の法定化(同4月1日施行)

養子縁組里親は、養子縁組を成立させることにより、保護者のいない児童や実親による養育が困難な児童に温かい家庭を与えることにより、児童の健全な育成を図る制度である。

養育の質について、全国的に一定の水準を確保するため、養子縁組里親に研修を実施することにより、親としての知識や児童への接し方を学ぶ機会を確保するとともに最低限必要な結核要件を設ける。

### ⑤18歳以上の者に対する支援の継続

18歳以上20歳未満の者に対する支援や措置の継続等。

### ⑥自立援助ホームの対象者の拡大

大学等就学中の者は22歳の年度末まで援助することが可能。などが里親制度に関する改正です。